

議案第 1 4 2 号

川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市保育園条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 1 9 年 1 1 月 2 6 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市保育園条例の一部を改正する条例

川崎市保育園条例（昭和 2 8 年川崎市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「

川崎市新町保育園	川崎市川崎区渡田 4 丁目 9 番 4 号
川崎市日進町保育園	川崎市川崎区日進町 2 2 番地 1 4

」

を

「

川崎市新町保育園	川崎市川崎区渡田 4 丁目 9 番 4 号
----------	-----------------------

」

に、

「

川崎市西宮内保育園	川崎市中原区宮内 1 丁目 2 4 番 7 号
-----------	-------------------------

川崎市高津保育園
----------

川崎市高津区二子5丁目1番5号
-----------------

を

川崎市西宮内保育園
-----------

川崎市中原区宮内1丁目24番7号
------------------

に改める。

#### 附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

#### 参考資料

#### 制 定 要 旨

日進町保育園及び高津保育園を廃止するため、この条例を制定するものである。